

第  
4766  
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 7月 8日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 株式保有特定会社の改正

**Q**：株式保有特定会社の評価方法が改正されたようですが、どのようになったのですか？

**A**：判定基準が25%以上から50%以上になりました。

### 【解説】

これまで、取引相場のない株式の発行会社の中には、類似業種比準方式における標本会社である上場会社に比べて、資産構成が著しく偏った会社が見受けられるとして、株式保有割合が25%以上の大会社を株式保有特定会社とし、類似業種比準方式ではなく、純資産価額方式で評価することになっていました。

しかしながら、さきごろ東京高裁の判決で、株式保有割合の25%という数値は、現状において、もはや資産構成が著しく株式等に偏っているとはいえなくなったとする判断が下されたことから、評価通達が見直され、判定基準の25%以上という数値が50%以上に改正されることとなりました。

この改正は、平成25年5月27日以後の相続、遺贈又は贈与により取得した株式等を評価する場合に適用されるほか、平成25年5月27日前に相続等により取得した株式等の評価にも適用されることとされました。

したがって、相続税の場合は法定申告期限から5年以内、贈与税については法定申告期限から6年以内であれば、この改正を知った日の翌日から2月以内に更正の請求をして、納めすぎた税金の還付を受けることができることとなっています。

